

南方軍政における民心安定策

立川 京一

【要約】

日本軍は南方作戦を進める過程で、占領した要地から順次、軍政を開始していくに際して、宣撫・宣伝工作と並行して、土侯／スルタンや旧植民地統治行政機構の現地人官吏、各民族の有力者等の協力を得て、行政機構の再建、警察組織の整備等を通じて治安を回復することによって民心の安定をはかった。南方作戦が一段落し、軍政が正式に施行されてからは、本格的に、民心の安定と、その徹底や不安定化阻止のための施策を講じた。すなわち、南方軍政の方針、要領等に則り、政治・社会・文化の面では、宗教の保護と信仰に基づく風習の尊重、残存統治機構の利用、司法、警察、教育等の諸制度の機能回復等、経済面では、食糧等の生活必需物資の安定的な確保と供給、物価の安定、失業対策、現地人企業活動の保護等の諸施策を実施した。

南方における民心の安定は、開戦後、半年ほどが経った 1942 年の春から夏にかけての時期に、一部の地域を除いて、概ね得られたものと見られる。このように比較的早期に民心が安定したのは、日本軍が緒戦における圧倒的な優勢を背景に、宣撫・宣伝工作と並行して、行政機構の再建、警察組織の整備等を通じて秩序の回復に努め、また、軍政が正式に施行された 42 年 2～3 月以降も、政治・経済・社会・文化の各面で諸施策を講じ、それが一定の効果を発揮した結果であると言えよう。

一方、こうした民心安定策が万能であったとは言えないことも確かであろう。一部の地域において敗残兵やゲリラといった反日勢力の蠢動が、民心安定策によって根絶されることはなく、終戦まで続いた。民心安定は軍政を施行するに際して、治安の回復・維持とともに、第一になされなければならないことであり、軍政を成功させるために必要とされる条件でもあった。しかしながら、それは決して万能ではなく、一つの施策の効果は長続きするものでもなかった。したがって、状況に応じて、新たな施策を打ち出す必要が生じた。しかし、それもまた、長期的な効果が期待できるものでないことは同様であった。結局、民心安定は必要条件ではあるが、十分条件ではないということなのであろう。

はじめに

(1) 研究対象と用語について

本稿では、1941 年 12 月 8 日に対米英蘭戦を開始した日本軍が、南方作戦時、および、

それに続く南方軍政下において実施した民心安定策について論じる。また、安定した民心が不安定化しないようにするための防止策についても、あわせて論じる。

本稿が軍政下だけでなく、南方作戦時も対象とするのは、次の理由による。南方における軍政が正式に施行されるのは、担当地域の攻略を一段落させた各軍が軍司令部に軍政部を設置する 1942 年 2 月から 3 月にかけての時期ということになる¹。しかし、実際には、南方軍総司令部が開戦初期に参謀部第 3 課（交通、兵站、軍政担当）に第 1 班（軍政班）を置き²、また、第 25 軍がマライのアロスター占領後に軍政支部を設置しているように³、実質的に、軍政は南方作戦が進行する、そのすぐ後を追うように、占領したところから順次、開始されている。そして、そこでは民心の安定をもたらすための施策が、占領の前後から行われており、その効果は無視し得ない。そのため、本稿は南方作戦時も対象時期に含める。

ところで、民心安定という言葉の意味であるが、辞書を紐解くと、「民心」とは人民の心、国民の心情、民衆の気持ち等々であり、「安定」とは落ち着いている様、大きな変動がないこと、変化がわずかの範囲にとどまること、変動が少ないこと等々を表している。したがって、仮に定義するとするならば、民心安定とは、民の心や気持ちが落ち着いている様子であり、民衆の心情面での変化はわずかで、少なくとも過度な不安にさいなまれていない状況と言えるであろう。

もともと、管見の限りではあるが、当時、民心安定という言葉が明確に定義されて用いられていた形跡は見当たらない。また、この言葉が公的な用語として確たる地位を得ていたとも言えそうにない。そのためか、公文書においても、民心安定に似た言葉や概念が散見される。例えば、人心安定、人心収拾、人心収攬、人心把握、民心獲得、民心確保、民心把握、民生安定、民生維持等々である。

これらの中では、人心安定が民心安定にもっとも意味が近い言葉ではないかと思われる。人心収拾も混乱した状態にある人の心を落ち着かせるということであるならば、意味が近い。一方、人心収攬は人の心をうまくとらえるという意味であり、民心安定よりは、能動的なニュアンスを含む民心獲得の方に近いのではなかろうか。民心確保は獲得した民心を

¹ 岩武照彦『南方軍政論集』（巖南堂書店、1989 年）61 頁。ただし、北ボルネオのブルネイ土侯国のように、1941 年 12 月 22 日に日本軍が平和的に進駐し、英国の統治機関を接收して軍政を施行するという極端に早い地域もあった（灘第 9801 部隊〔ボルネオ守備軍司令部〕「北『ボルネオ』軍政概要」1942 年 10 月 1 日、防衛研究所戦史研究センター蔵）。フィリピンにおける軍政布告も 42 年 1 月 3 日（第 14 軍によるマニラ占領の翌日）と、かなり早かった（防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 比島攻略作戦』〔朝雲新聞社、1966 年〕557-558 頁）。他方、ビルマのように、軍政部は 42 年 3 月、第 15 軍がラングーンを占領した直後に編成されたが、軍政の正式な施行は 6 月に入ってからということもあった（防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 ビルマ攻略作戦』〔朝雲新聞社、1967 年〕506-507 頁）。

² 防衛庁防衛研究所戦史部編著『史料集 南方の軍政』（朝雲新聞社、1985 年）19 頁。

³ 「昭和十七年度 富軍政年鑑」1943 年 6 月、37 頁（第 25 軍〔富〕軍政監部「昭和十七年度 スマトラ庶務規定〔昭和十七年度 富軍政年鑑〕」防衛研究所戦史研究センター蔵）。

離さないでおくことであろうから、民心獲得の次の段階である。

また、人心把握と民心把握は意味が近いと考えられるが、把握にはつかむことのほかに、しっかり理解することという意味があり、民心安定よりも深い意味合いを持ち、当時の使われ方に鑑みて、さらに進んだ段階を言い表しているようである。この点については、マライと東インドのスマトラの軍政を担当した第25軍の軍司令部が発行した「戦時月報（軍政関係）」の1943年3月末の号に、「治安收拾ニ始リ幾多ノ経緯ヲ経テ民心ノ安定ヨリ之ガ把握ノ道程ヲ辿リ経済資源ノ開発、交通ノ回復亦順調ニ経過セリ⁴」と述べられているところからもうかがえよう。

他方、民生安定や民生維持のように、民生という言葉がつくと、生活や経済を連想させ、次元が異なってくるような印象を受けるが、それほど明確な区別なく、民心安定と同じような意味で使用されているのではないかと思われる節もある。

したがって、本稿においては、とりあえず、民心安定と意味が近い人心安定と人心收拾については、民心安定の同意語、あるいは言い換えと考えたい。また、人心収攬、人心把握、民心獲得、民心確保、民心把握は、民心安定を前提条件とする行為であり、とりわけ、使用頻度の高い民心把握は、軍政において、民心安定の次に目指されたものと位置づける。ただし、民心安定と民心把握の境界が明確に示されているわけではなく、むしろ、多分に重複しており、かつ、厳密な区別も意識されていなかったのではないかと思われる。

今日の東南アジア諸国のうち南方軍政の主たる対象となったのは、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、インドネシア、フィリピン、ミャンマーに相当する地域であり、当時、日本で用いられた呼称では、マライ、北ボルネオ、東インド（ジャワ、スマトラ、南ボルネオ等）、フィリピン、ビルマである⁵。（本稿でも、これらの呼称を用いる。）しかし、本稿で取り上げる事例は、これら地域において均等でなく、マライと東インドが中心となる。

その理由は、一つには現存する史料の関係である。マライと東インドについては、民心安定等に関連する記述を含む史料が、比較的多く残されている。別の理由としては、戦争中に独立しているか否かということがある。ビルマは1943年8月1日に、フィリピンは10月14日に独立を宣言している。それと同時に日本による軍政は終了する。すなわち、軍政施行期間が短いのである。そのため、ビルマやフィリピンでは、マライや東インドと異なり、軍政下で比較的長期にわたって、民心の不安定化を防止しつつ、民心把握に努める状況には至っていない。さらに、もう一つ考えられる理由として、民心安定が容易に得られれば、そのための施策は少なくて済む。例えば、北ボルネオは、そうしたケースに該

⁴ 第25軍司令部「戦時月報（軍政関係）」1943年3月末（第25軍司令部「戦時月報〔軍政関係〕」1943年1月末～3月末、防衛研究所戦史研究センター蔵）。

⁵ これらの呼称のうち、「マライ」「北ボルネオ」「南ボルネオ」は、1941年12月9日の情報局発表「南方地名呼称ニ関スル件」で定められた（防衛庁防衛研究所戦史部編著『史料集 南方の軍政』41頁）。

当しよう。

(2) 民心安定等の重要性について

南方軍政に関連する施策として実際に採用されたものを記述している行政文書に「民心(の)安定」の字句が登場するのは、1941年11月25日に大本営陸軍部が発した大陸指第993号の別冊第1「南方作戦ニ伴フ占領地統治要領」の「其七 宗教」においてである。「民心(の)安定」の字句を含む一文は同要領の第27条にあたるが、それは次のように記されている。

既存宗教ハ之ヲ保護シ信仰ニ基ク風習ハ努メテ尊重シ民心ノ安定ヲ図リ我施策教化ニ協力セシム⁶

これを見る限り、少なくとも開戦前の日本陸軍では、民心安定を宗教の保護や信仰に基づく風習の尊重によって得るものという程度に限定してしまっているかのようである⁷。もちろん、後述するように、軍政下における民心安定策として、実際に、そうした宗教の保護や信仰に基づく風習を尊重する措置が講じられており、施策として重要視されていたことは確かである。しかし、実際に軍政を施行する段になると、民心安定等は宗教の領域にとどまらず、軍政施行の前提である治安の回復・維持の重要な手段であり⁸、また、密接に関係していることが意識されるようになっていくのである。例えば、開戦前は陸軍省軍務局軍務課で「南方占領地行政実施要領」(1941年11月20日、大本営政府連絡会議決定)の起案を担当し、開戦後は南方軍参謀として現地で軍政を担当した石井秋穂は、「……開戦後の実際は、治安の回復確保、したがって民生の安定、人心の獲得というお題目がどの占領地でも相当重要視されるようになった⁹」と述べている。

さらに、民心安定等は軍政の成否にとっても重要であると認識されるようになる。例えば、南方作戦でビルマに進攻し、その後、同地の軍政を担当した第15軍の軍司令官で

⁶ 防衛庁防衛研究所戦史部編著『史料集 南方の軍政』95頁。

⁷ ただし、実際に採用された施策ではないが、陸軍におけるもっとも早い段階での軍政に関する研究成果と思われる参謀本部第1部研究班「南方作戦ニ於ケル占領地統治要綱案」(1941年3月末日、防衛研究所戦史研究センター蔵)には、「人心ノ安定」「人心ノ把握」「民心把握」「人心ノ離反ノ防止」等の表現が見られ、また、「……物価及人心ヲ安定シ以テ我軍政施行ヲ容易ナラシムルヲ要ス」とも述べられている。こうしたことから、少なくとも担当者レベルでは、かなり早い段階で、民心安定等の軍政全般にとっての重要性が認識されていたことがうかがえる。

⁸ 戦後、第1復員局においてまとめられた「南方作戦ニ伴フ占領地行政ノ概要」は、「治安ヲ確保スル為ニハ先ツ民心ヲ把握シテ治安擾乱ノ原因ヲ根絶スルト共ニ万策ヲ尽スモ……」と述べている(第1復員局「南方作戦ニ伴フ占領地行政ノ概要」1946年7月、防衛研究所戦史研究センター蔵)。

⁹ 石井秋穂「南方軍政日記 昭和16年11月～昭和18年1月」1957年2月、防衛研究所戦史研究センター蔵。

あった飯田祥二郎が、戦後に著した手記の中で、「私は民心の収攬ということが最も大きな戦力源であると信ずる……。民心の獲得は偉大なる戦力源……。民心が離反しては軍政の成果は収められず……¹⁰」と述べていることは、その一つの証左である。

1 南方における民心安定の時期

南方において日本軍が占領し、その後、軍政を施行した地域において、いつ頃、民心安定が得られたかという時期の問題については、戦後、第1復員局においてまとめられた「南方作戦ニ伴フ占領地行政ノ概要」に、「……敵勢力ノ一掃ト共ニ治安ハ回復シ民心ハ安定シ昭和十七年春夏ノ交ニ至リテハ比島『マライ』緬甸等ニ於ケル一部残存敵匪ノ蠢動スルヲ除キテハ情勢ハ全ク平靜ニ帰シ……¹¹」と述べられているのが一つの目安となろう。これが妥当な認識であるとするれば、1942年の春から夏にかけての時期、すなわち、開戦後、半年ほどで、フィリピン、マライ、ビルマ等の一部で敗残兵やゲリラによる小規模な抵抗は見られるものの、民心は安定したようである。念のために、他の史料も見てみると、マライとスマトラの軍政を担当していた第25軍軍政部の「第二十五軍軍政概況」（1942年6月14日）には、「民心一般ニ安定シ……¹²」とあり、ボルネオ守備軍司令部の「北『ボルネオ』軍政概要」（1942年10月1日）によれば、「軍政ノ施行ト共ニ人心安定シ¹³」、42年2月末にはマライ人学校の再開が許可されている。北ボルネオは異例の早さであったと言えるかもしれないが、民心の安定が概ね得られるまでに、それほど月日を要しなかったという点を疑う必要はないようである。

先に述べたように、南方における軍政が正式に施行されるのは、担当地域の攻略を一段落させた各軍が軍司令部に軍政部を設置する1942年2月から3月にかけての時期である¹⁴。したがって、第1復員局の「南方作戦ニ伴フ占領地行政ノ概要」が「民心ハ安定シ……情勢ハ全ク平靜ニ帰シ」としている42年の春から夏にかけての時期というのは、軍政が正式に施行されてから2～3ヵ月後であり、その頃までに一部の例外を除いて、民心は安定していたことになる。

後述するように、軍政の正式な施行後から民心安定を目的とする施策がいくつか実施されている。それらこそが、まさしく軍政下における民心安定策ということになるだろう。しかし、軍政の正式な施行後に開始された施策が、2～3ヵ月という短い期間で効果を発揮して

¹⁰ 飯田祥二郎「ビルマ軍政と独立問題を回顧して（手記）」1962年2月、防衛研究所戦史研究センター蔵。先述の第1復員局「南方作戦ニ伴フ占領地行政ノ概要」は、「人心把握ハ軍政施行上最モ重要ナル事項」と述べている。

¹¹ 第1復員局「南方作戦ニ伴フ占領地行政ノ概要」。

¹² 第25軍軍政部「第二十五軍軍政概況」1942年6月14日、防衛研究所戦史研究センター蔵。

¹³ 灘第9801部隊（ボルネオ守備軍司令部）「北『ボルネオ』軍政概要」。

¹⁴ 岩武『南方軍政論集』61頁。

目的を果たすということは、可能性としてあり得たとしても、決して容易なことではないであろう。むしろ、日本軍が南方作戦を進行させる過程で、並行して進められた活動が民心安定をはかるうえで功を奏した結果、民心安定が早期にもたらされたと考える方が、自然なのではなかろうか。

2 南方作戦時の民心安定策

(1) 第25軍の場合

南方作戦で先陣を切った第25軍が作戦の過程で占領した要地における民心安定の試みの足跡を、現地でのキー・パーソンとも言えるスルタンに留意してたどると、次のようであった。

先に述べたように、1941年12月8日、第25軍はマライのアロースターを占領すると、そこに軍政支部を設置した¹⁵。同支部が開設されるとすぐに、管轄区域にあるケダー州のスルタンが英軍に連れ去られたということであったため、後述するF機関に要請して、その救出をはかった。また、管轄区域内のもう一つの州であるペルリス州のスルタンは、難を逃れるために身を隠していたが、数日後に復帰した。軍政支部は両スルタンをして行政機構の再建、警察隊の組織等を行い、治安の回復をはかった¹⁶。

前進を続ける第25軍は、その後も要地を占領するたびに、軍政支部を設けている。19日にコタバルに開設された軍政支部も、管轄区域であるケランタン州とトレガンヌ州のスルトンの協力を得て、英軍撤退後の混乱を鎮めて治安を回復し、住民は平静を取り戻した。翌1942年1月12日に設置されたクアラルンプールの軍政支部は、管轄区域であるセランゴール州のスルタンが極端に親英的であったため、このスルタンを廃し、新たなスルタンを任命して行政組織を再建した¹⁷。クアラルンプールのように、日本軍がスルタンを更迭するというのは、極めて珍しい。スルタンがいかに重要な存在と考えられていたかを示す例と言えよう。

当然ながら、スルタンが存在しない要地にも、軍政支部は設置されている。そうしたところでは、開戦まで英国による植民地統治の行政機構の官吏であった者や各民族の代表者等の協力を得て、行政機能の復活、警察組織の整備等を行って、治安の回復がはかられている。中でも、1941年12月27日に設けられたタイピンの軍政支部が管轄するペラ州では、物資の不足と食糧の欠乏が日増しに顕著となり、また、山岳地帯に敗残兵等が存在していたため、それらが住民を不安にさせていた。そこで、タイピンの軍政支部は、治安維

¹⁵ 「昭和十七年度 富軍政年鑑」37頁。

¹⁶ 同上、46頁。

¹⁷ 同上、46-47頁。

持会を促して隣接するケダ州から米を移入したり、押収米を払い下げたりして民心安定に努めた¹⁸。

第 25 軍は、1942 年 2 月 15 日にシンガポールを陥落させると、翌 16 日、そこに軍政本部を置き、警察の復興、隠匿兵器の買い上げ、治安維持会の活動奨励等を実施した。その結果、辺境地帯を除いて、治安はおおむね平静化した¹⁹。

このように、第 25 軍は攻略を終えた要地から、スルタンがいるところでは、スルタンを中心に、他方、スルタンがいないところでは、旧官吏や各民族の代表者等の協力を得て、とりあえずは、行政機構の再建、警察組織の整備等を行うことを通じて、治安を回復することによって民心の安定をはかった。しかしながら、生活物資の不足、とりわけ食糧の不足、反日的な敗残兵やゲリラの蠢動といった問題は容易に解決されず、民心の不安定化をもたらす要因として尾を引くことになる。

(2) 工作機関等の場合

開戦後、比較的早期に民心安定がもたらされた要因として忘れてならないのは、工作機関等の宣撫・宣伝工作である。ここにおける宣撫工作とは、日本軍が占領した地域において、日本の戦争目的や方針を住民に知らせて人心を安定させ、日本への支持、さらには、軍政への協力を得るための諸活動である。また、宣伝工作とは、宣撫工作の中の日本の戦争目的や方針等を住民に知らせるための諸活動である。

南方作戦時にそうした工作を行った日本陸軍の機関として、F 機関と南機関がよく知られている。ここでは、南方作戦時の民心安定の試みの例として、両機関の活動と、両機関、あるいはその他の機関の構成員であった陸軍中野学校卒業生の活動について、民心安定への寄与という角度から述べる。

a F 機関

F 機関（機関長・藤原岩市）の緒戦における活動は、マレー作戦で日本軍が対峙する英軍の戦力を低下させるために、英軍内のインド人兵を切り崩して投降させることや、マライ住民を宣撫すること等であった。さらに、開戦直前、第 25 軍参謀長・鈴木宗作から、スルタン救出やスマトラ工作といった追加任務を要請される。

F 機関は第 25 軍が軍政支部を設置したアロースターに本部を進出させると、インド人協力者とともに宣撫・宣伝工作を実施するのと並行して、ケダ州のスルタン一族の救出を行った。スルタンが戻るまで、藤原はその邸宅を略奪から守った。また、パハン州のス

¹⁸ 同上、47-48 頁。

¹⁹ 同上、45 頁。

ルタン一族を救出して、クアラルンプールまで護送したのも、F機関員であった²⁰。

東インドのスマトラに関しては、日本軍が上陸する際に住民の協力が得られるよう、事前に日本軍への親善協力気運の醸成と住民による反オランダ蜂起をはかるため、スマトラから日本軍を頼ってマライに来ていた青年たちを、日本軍に先んじてスマトラに潜入させ、緒戦での日本軍の勝利や民族解放の意図、蘭印当局による石油関連施設やインフラストラクチャーの破壊の阻止といった協力の希望等を宣伝させる工作を行った。特にスマトラ北部のアチェ州を対象としたこの工作は成果をあげ、日本軍が進出するタイミングにあわせて、住民による蜂起や施設破壊防止行動が各地で見られた²¹。

F機関は、こうした活動のほか、英軍撤退後、秩序維持機能を失った都市部の秩序回復にも尽力している。例えば、アロースターでは、華僑の家々から家財が持ち出される等、街の秩序が乱れていた。藤原は市民を保護するため、投降したインド人部隊に協力を求めた。彼らの協力で、アロースターの街は、秩序を取り戻すことになる²²。

他方、F機関は華僑に対する宣伝協力を行わなかった。藤原は戦後の回想で、日本軍の華僑への無理解が、華僑の日本軍への反感や恐怖を高めた心理的感作は大きく、そうした心理状態を英軍や共産系華僑に巧みに利用されたと述べている²³。

b 南機関

南機関（機関長・鈴木敬司）の緒戦における任務は、ビルマにおける日本軍の作戦準備への協力（擾乱の誘発、臨時政府の樹立等）、作戦中の宣撫、警備、石油関連施設の確保、作戦後は付近の確保等であった。F機関とは異なり、南機関には当初から占領地域での行政を中心となって担う役割が付与されていた²⁴。また、ビルマ作戦の実施にあわせて結成されたビルマ人独立運動家と南機関員の混成によるビルマ独立義勇軍には、日本軍占領区域の治安維持に協力することが期待されていた²⁵。

そうした南機関とビルマ独立義勇軍の活動の一端を述べると、例えば、1942年1月26日、ビルマ南部のマグイに臨時政府を樹立、その後、モールメンへ向けて北上する過程で、英国植民地統治時代の旧警察組織を臨時政府の警察に再編した²⁶。旧警察組織の鎮撫懐柔

²⁰ 藤原岩市『F機関』（原書房、1966年）111、212頁。

²¹ 同上、186-187、202-203、303-309頁。

²² 同上、121頁。

²³ 同上、146頁。

²⁴ 開戦時、ビルマ攻略を担当する第15軍に軍政部を設ける計画は立てられていなかった。

²⁵ 南方軍総司令部参謀部第1課「中部緬甸作戦計画」1941年12月22日（「南方軍命令訓令綴」1941年12月2日～42年6月14日、防衛研究所戦史研究センター蔵）。「緬甸地域統治要綱」（「南方軍作戦関係資料」1941年12月末～42年12月末、防衛研究所戦史研究センター蔵）。南方軍総司令部「緬甸工作ニ関スル件報告」1942年9月6日（「昭和17年 陸軍密大日記」第42号2分冊の2、防衛研究所戦史研究センター蔵）。

²⁶ 泉谷達郎『ビルマ独立秘史 その名は南謀略機関』（徳間書店、1967年）169頁。

工作はラングーン攻略の際にも行われているが、イワラジ河デルタ地帯のピヤボン警察隊の鎮定には苦勞したようである。なお、南機関は占領地域の治安を維持するため、ビルマ人の治安維持会とも言うべきビルマ独立連盟を各地で創設している²⁷。

南機関の活動は戦争の真意を民衆に理解させるうえで有効であったと評価する見方がある²⁸。しかし、その一方、ビルマ独立義勇軍については、

蘭貢市内及其ノ近郊ノ治安ハ警備隊中心トナリ、他ニ警察官及独立義勇軍（B・I・A）市内各所ニ屯所ヲ設ケ治安維持ノ一部ヲ分担セルガ独立義勇軍ノ行動非常識ナルモノ多ク民心ヲ把握シ得ズ、為メニ自然解消セルモノ或ハ前線ニ出動ヲ命ゼラルル等ノ事情ニ依リ逐次清算セラレリ……各占領地域ニ於テ治安維持ノ名ニ藉口シテ其ノ行動ヤヤモスレバ民心離反ノ傾向ヲ招ク虞アルニ至レリ²⁹

という厳しい見方もある。

c 陸軍中野学校卒業生

陸軍中野学校の卒業生も、南方作戦時に、マライ、ビルマ、東インドの各地に派遣され、宣撫・宣伝工作等を行った。ただし、フィリピンは例外で、攻略作戦に備えて宣伝文を作成する等の業務には当たったが、開戦後1年近くの間、中野学校卒業生が現地に派遣されることはなかった³⁰。

マライでは、すでに何度か言及したケダー州のスルタン救出に関与している。それは第25軍の要請によってF機関が実施した工作であるが、スルタンを救出する実働部隊の中心にいたのが、中宮悟郎という中野学校卒業生であった。中宮は、現地に長年在住し、雑貨商を営んでいた日本人で、スルタンに信頼されていた椎葉という名の老人やマレー人と協力して、山に潜んでいたスルタン一族と連絡を取ることに成功、F機関の使命を伝え、最後は椎葉の説得により、スルタンを保護した³¹。

ビルマでは、例えば、南機関員で、ビルマ独立義勇軍のタボイ兵団長であった川島威伸が中野学校卒業生であったが、川島は目的地であるビルマ南部（マレー半島西岸）の港湾都市タボイに進出すると、ビルマ人協力者に治安の回復を委ねた。その成果は目覚ましく、

²⁷ 緑川巡『幻のビルマ独立軍始末記』（文芸書房、1998年）193、201頁。

²⁸ 岩田正孝「マライ、ビルマ、ジャワ軍政の概要」1955年3月～56年3月、防衛研究所戦史研究センター蔵。

²⁹ 森第7900部隊「緬甸軍政史」抜粋其一、1943年9月、防衛研究所戦史研究センター蔵。

³⁰ 中野交友会編『陸軍中野学校』（私家版、1978年）500、522頁。

³¹ 藤原『F機関』84頁。中野交友会編『陸軍中野学校』395-397頁。トゥンク・アブドゥル・ラーマン・プートラ『ラーマン回想録』小野沢純監訳、鍋島公子訳（井村文化事業社、1987年）330-334頁。

治安の回復が進展したことにより、ビルマ人による地方政権の樹立宣言に至るほどであった³²。

東インド最大の油田地帯であるスマトラ南部のパレンバンは、1942年2月14日に、日本陸軍第1挺進団挺進第2連隊の落下傘降下による奇襲作戦で名を知られるようになる蘭印攻略作戦における最重要目標であった。その空挺部隊とともに、6人の中野学校卒業生が行動している。蘭印当局による石油関連施設の破壊を阻止して、それを無傷のまま確保し、日本軍の採油部隊の進出を容易にするため、6人の中野学校卒業生は落下傘降下後、製油所従業員や現地住民を対象に宣撫・宣伝工作を行って民心の安定と治安の確保をはかり、技術者や労務者をできるだけ確保しようと努めたのである³³。

3 南方軍政下の民心安定策

ここでは、主として、南方軍政が正式に施行された1942年2～3月以降の民心安定策について、分野ごとにまとめて述べる。南方軍政下での他の具体的な施策の多くと同じように、民心安定策も南方全体で統一的に実施されたわけではなく、地域ごとに実施されている。それにもかかわらず、民心安定策には地域の枠を超えて、共通する分野や施策を見出せる。民心安定策の中でも、一定の分野や施策は、ある程度の普遍性を有していたということであろう。ここでは、主として、そうした分野や施策を取り上げて述べる。

なお、先に述べたように、民心は1942年の春から夏にかけての時期には、概ね安定したと考えられる。しかし、民心安定策はその時期をもって終了したわけではなく、その後も継続し、新たな施策も講じられている。それは民心安定の徹底をはかるためであり、また、少なくとも民心安定の維持、換言すれば、民心の不安定化を防止するための措置でもあった。

(1) 宗教の保護と風習の尊重

「はじめに」で述べたように、1941年11月25日に大本営陸軍部が発した大陸指第993号の別冊第1「南方作戦ニ伴フ占領地統治要領」の「其七 宗教」に、「既存宗教ハ之ヲ保護シ信仰ニ基ク風習ハ努メテ尊重シ民心ノ安定ヲ図リ我施策教化ニ協力セシム³⁴」と記されている。このことからわかるように、開戦前から、日本陸軍では、民心安定を宗教の保護や信仰に基づく風習の尊重によって得ようとしていた。また、軍政が正式に施行されてから半年以上が経った42年11月27日、マライとスマトラの軍政を担当していた第25軍

³² 中野交友会編『陸軍中野学校』370頁。

³³ 同上、491-494頁。

³⁴ 防衛庁防衛研究所戦史部編著『史料集 南方の軍政』95頁。

の軍政監部（昭南軍政監部）は、各州長官を招集して地方長官会議を開いている。その会議で同軍政監部の総務部長であった渡辺渡は、宗教対策について、「……在来ノ宗教ハ統治ニ妨ゲナキ限り之ヲ保護シ又信仰ニ基ク各種風習ハ努メテ之ヲ尊重シ以テ人心ノ安定、民心ノ把握ニ資スルヲ宗教処理ノ根本方針トセラレ度³⁵」と述べている。これは一例ではあるが、他の地域でも同じように、宗教の保護と信仰に基づく風習の尊重は終始一貫した方針とされており、また、民心安定にとって重要であるという認識は共有されていた。ここでは、宗教に関係する具体的な施策のいくつかについて述べる。なお、宗教的権威であると同時に地域行政の中心的存在でもあったスルタンについては、次節に譲る。

マライとスマトラでは、イスラム教の断食月（「ラマダン」）の期間における作業能率の低下を容認した。また、イスラム教の正月に相当するラマダン明けの大祭（「イード」）を同教徒の休日とし（1942年は10月12日・13日）、10月分の俸給は10月10日までに前途支給するよう指示が出された³⁶。さらに、メッカ巡礼を祝う「ハリラヤハヂ」も休日とした（42年は12月19日）³⁷。マライとスマトラで、特にイスラム教を保護したのは、華僑を抑えるうえで得策と考えられたからでもあった³⁸。

また、マライとスマトラでは1943年4月5日・6日の両日、各州・市からイスラム教徒の代表者90人以上を集めて、イスラム教徒代表者会議が開催された。同大会の会長（代表）と司会者は、イスラム教徒であった。同会議で日本側は、「軍政実施以来ノ功労ヲ賞シ代表者ヲ軍政監ヨリ褒賞」した。それに対してイスラム教徒側は、「日本ニ協力シ軍政ニ寄与スル」旨の宣言を決議した。さらに、「回教ノ慣習、回教ノ裁判ニ付彼等ノ自発的ナル協議決定ヲ行ハシメ以テ彼等ノ欲スル儘ノ宗教風習ヲ続行セシメ」たのである³⁹。

キリスト教徒が人口の90パーセント以上を占めていたフィリピンでも⁴⁰、宗教を尊重し、一般に信教の自由を認め、神父や牧師が敵国人であっても敵性行動に出ないという前提で、宗教上の自由な活動を認めた⁴¹。先述の第1復員局「南方作戦ニ伴フ占領地行政ノ概要」

³⁵ 「地方長官会議ニ於ケル総務部長官口演要旨」1942年11月27日（昭南軍政監部「馬來スマトラ各州長官会議関係書類」1942年11月26日～28日／1943年7月11日、防衛研究所戦史研究センター蔵）。

³⁶ 富集団軍政監部「軍政監部旬報」第15号、1942年9月第1旬（第25軍軍政監部「軍政部旬報〔第14～25号〕」1942年8月21日～12月20日、防衛研究所戦史研究センター蔵）。

³⁷ 第25軍司令部「戦時月報（軍政関係）」1942年12月末（第25軍司令部「戦時月報〔軍政関係〕」1942年10月末～12月末、防衛研究所戦史研究センター蔵）。

³⁸ 岩田「マライ、ビルマ、ジャワ軍政の概要」。

³⁹ 「回教代表者大会関係書類」1943年4月5日～6日、防衛研究所戦史研究センター蔵。昭南軍政監部「戦時月報（軍政関係）」1943年4月19日（馬來軍政監部「戦時月報（軍政関係）」1943年4月19日～7月31日、防衛研究所戦史研究センター蔵）。第1復員局「南方作戦ニ伴フ占領地行政ノ概要」。

⁴⁰ 寺田勇文「宗教宣撫政策とキリスト教会」池端雪浦編『日本占領下のフィリピン』（岩波書店、1996年）255-256頁。

⁴¹ 宗教以外の活動は制約を受け、教会や学校で、いわば軟禁状態に置かれた。

には、こうした施策は「民心把握上大ナル効果アリ」と述べられている⁴²。

フィリピンの攻略を担当した第 14 軍は、開戦当初、キリスト教のカトリックとプロテスタント両派の日本人神父・牧師、神学生ら 25 人からなる宗教宣撫工作部を指揮下に設け、フィリピン上陸後、現地の教会でミサや礼拝を執り行って信頼を得ることに努め、教会をできる限り保護し、便宜を与えることを約束して、聖職者に対して信徒に日本の真意を伝えることを要請した。また、敵性国人と見なされた宣教師の収容所からの解放と収容の留保、教会とその付属施設への日本軍人の立ち入り禁止措置、カトリック教会首脳を招いてのパーティ開催等を行った⁴³。

また、第 1 復員局「南方作戦ニ伴フ占領地行政ノ概要」は、フィリピンでの宗教尊重、信教の自由の容認といった方針に基づく施策は、特にイスラム教徒であるモロ族（フィリピン総人口の約 4 パーセント⁴⁴）の「掌握ニハ功績大ナルモノアリタリ」として、軍政期間中、モロ族が反乱を起こすことがなかったことを根拠に、「概括スレバ相当ノ効果ヲ収メ」と述べている⁴⁵。確かに、軍政施行当初はモロ族有力者への懐柔工作が成功した面もあったが、その後は対日協力の反面、対日抵抗が見られるようになることから⁴⁶、第 1 復員局「南方作戦ニ伴フ占領地行政ノ概要」の評価は一面的と言わざるを得ない。なお、モロ族については、「宗教ヲ通ジテ人心ヲ把握スル為」、日本からイスラム教徒の間で名声を博している有力な指導者を派遣して、イスラム教の大寺院を建立する企画が練られたが、派遣すべき適任者を見出せなかったため、実施に至らなかった⁴⁷。

宗教の保護と信仰に基づく風習の尊重を基本方針としていたとはいえ、それには「統治ニ妨ゲナキ限り」という条件がついていた。1942 年 9 月、スマトラのアチェ州でイスラム教指導者の反日言動に端を発して、多数の住民が凶器を携えて暴動を起こすという事件が発生した。これに対して、日本軍は 11 月 11 日から 3 日間にわたって討伐を実施、暴徒 116 人を射殺、5 人を逮捕した。その後、宣撫工作を行って民心を概ね安定させ、治安もかえって良好となった⁴⁸。このように、方針として、宗教の保護と信仰に基づく風習の尊重を掲げていたとはいえ、統治の妨げとなる言動、とりわけ反日的なものに対しては、その形態にもよるが、武力を行使して鎮圧し、あらためて宣撫工作を行うことで、民心の安

⁴² 第 1 復員局「南方作戦ニ伴フ占領地行政ノ概要」。

⁴³ 寺田「宗教宣撫政策とキリスト教会」258-263 頁。寺田によれば、「宗教班の存在はフィリピン側にとって一定の救いとなったことは間違いない」が、高位聖職者のほとんどは日本軍の協力要請には「消極的ないしは非協力的」であった（寺田「宗教宣撫政策とキリスト教会」262 頁）。

⁴⁴ 川島緑『『モロ族』統治とムスリム社会の亀裂—ラナオ州を中心に—』池端編『日本占領下のフィリピン』103 頁。

⁴⁵ 第 1 復員局「南方作戦ニ伴フ占領地行政ノ概要」。

⁴⁶ 例えば、川島『『モロ族』統治とムスリム社会の亀裂』117-122 頁参照。

⁴⁷ 第 1 復員局「南方作戦ニ伴フ占領地行政ノ概要」。

⁴⁸ 第 25 軍司令部「戦時月報（軍政関係）」1942 年 11 月末（第 25 軍司令部「戦時月報〔軍政関係〕1942 年 10 月末～12 月末）。昭南軍政監部「軍政監部旬報」第 23 号、1942 年 11 月第 3 旬（第 25 軍軍政監部「軍政部旬報〔第 14～25 号〕」）。第 1 復員局「南方作戦ニ伴フ占領地行政ノ概要」。

定と治安の回復に努めることもあったのである。

各地域の軍政部や、1942年7月以降、それを引き継いだ軍政監部には宗教を担当する部署があった。また、それなりの変遷も見られる。例えば、マライとスマトラの軍政を担当した第25軍では、その「軍政部服務規程」（1942年2月16日）によると、軍政部の下に総務部があり、同部は7つの科を有し、その一つに宗教教育科があった。その宗教教育科が宗教と民衆の指導を管掌した⁴⁹。7月、軍政部は軍政監部に改編される。その「第二十五軍軍政監部服務規程」（1942年8月）では、軍政監部は本部と支部に分かれ、本部の下に総務部があり、同部は4つの科を有し、その一つに文教科があった。その文教科が宗教と文化を管掌した⁵⁰。また、12月15日に、地方行政監督指導、教育、宗教、労務関係業務を包括して内務部が新設される。同部は3つの科を有し、その一つが文教科であった。さらに、その後、総務部に文教課が設けられ、第25軍がスマトラに移駐する43年4月まで、その体制が続く⁵¹。

他方、ジャワの軍政を担当した第16軍では、ジャワから他のイスラム教圏へ影響が波及する可能性の想定される高さに鑑み、イスラム教対策が重要かつ慎重を要するものと判断されていた。そのため、あらかじめ攻略作戦時に宗務部を編成、宗教宣撫工作の準備等を行った。その後、1942年12月に宗務部は縮小され、宗教行政は軍政監部文教局教化課の管掌となる⁵²。先に述べたフィリピンの第14軍宗教宣撫工作部も、42年7月に軍政監部が組織されると、軍政監部報道部宗教班に再編された⁵³。

（2）残存統治機構の利用

南方軍政の方針や要領を示した文書に民心安定策として明示されていないが、その要領の一つとして示されている残存統治機構の利用は⁵⁴、民心安定に寄与するものであった。

⁴⁹ 第25軍「軍政部服務規程」1942年2月16日（第25軍司令部「軍政部内諸規定・部内関係書類綴」1/3、1942年2月16日～8月1日、防衛研究所戦史研究センター蔵）。

⁵⁰ 第25軍軍政監部「第二十五軍軍政監部服務規程」1942年8月（第25軍司令部「軍政部内諸規定・部内関係書類綴」1/3）。

⁵¹ 第25軍司令部「戦時月報（軍政関係）」1942年12月末。第25軍のスマトラ移駐により、マライとスマトラの軍政は分離される。すなわち、第25軍軍政監部が廃止され、それに代わって、馬來軍政監部とスマトラ軍政監部が設立された。馬來軍政監部は南方軍の軍政総監部に直属した。

⁵² 岩田「マライ、ビルマ、ジャワ軍政の概要」。

⁵³ 寺田「宗教宣撫政策とキリスト教会」258頁。

⁵⁴ 残存統治機構の利用については、例えば、開戦前の1941年11月20日に大本営政府連絡会議で決定された「南方占領地行政実施要領」に、「軍政実施ニ当リテハ極力残存統治機構ヲ利用スルモノトシ従来ノ組織及民族的慣行ヲ尊重ス」とあり、また、11月25日に大本営陸軍部が発した大陸指第993号の別冊第1「南方作戦ニ伴フ占領地統治要領」にも、「軍政施行ニ方リテハ勉メテ残存統治機構ヲ利用シ従来ノ組織及民族的慣行ヲ尊重シテ運営ヲ図リ……」と、ほぼ同文で述べられている（防衛庁防衛研究所戦史部編著『史料集 南方の軍政』91、93頁）。

そして、その象徴が、一定の地域の統治者であった土侯であり、また、イスラム教の指導者でもあったスルタンである。土侯の活用と軍政への協力の要請に当たり、日本陸軍では次のような方針を定めていた。

中央では、1942年10月12日に大本営陸軍部が発した大陸指第1308号の別冊「南方占領地各地域別統治要綱」の中で、マライとスマトラについては、「土侯ノ取扱ハ概ネ宗教上ノ地位ト名誉ト俸禄トヲ与ヘ我軍政ニ協力セシム」、ジャワと北ボルネオについては、「土侯ハ差向キ従来ノ地位ト其ノ能力ニ応シ軍政施行ノ機関トシテ利用ヲ図ル」という方針を掲げた⁵⁵。

南方現地においては、それより先の8月7日に、南方軍の軍政総監・黒田重徳が「軍政総監指示」を発し、その中で「土侯ノ取扱ニ就テ」、次のように述べている。

……概シテ宗教上ノ地位ト名誉ト俸禄トヲ与ヘテ政治的ニハ之ヲ無力化スルヲ適当ト認メアリ 然レドモ従来トノ取扱変更ハ漸進的ニ之ヲ行フヲ適当トスベシ 特ニ給与ニ関シテハ概ネ従来程度ノ生活維持ニ支障ナカラシムルコトヲ考慮シ且交付シタル金額ノ使途等ニ就キテハ糾明スルカ如キコトナキ様留意セラレ度⁵⁶

マライとスマトラの軍政を担当していた第25軍の軍政監部は、さらに一足早く、7月に「王侯処理ニ関スル件」を示し、政治上の特権は自発的に「奉納」するように導くという方針を示す一方で、日本への理解と協力を得やすくするために「与フベキ特権」を、次のように示している。

(一) 宗教上ノ祭主タル地位

宗政一致ノ觀念ヲ活用シ宗教上祭主トシテノ地位ヲ保持セシム

(二) 世襲財産制ノ設定

子々孫々ニ至ル迄其ノ名誉ト地位トヲ保持スルニ足ル最小限ノ生計保証ヲ与フ

(三) 年金制ノ設定

世襲財産制ト並行シ現地統治機関ノ財政中ヨリ一定ノ年金ヲ交付シ以テ彼等ト馬來統治トノ直接関係ヲ持続セシメ一面彼等ニ特殊的存在タル満足ヲ与フルト共ニ反面民生統治ノ上ニ彼等ヲ活用ス⁵⁷

⁵⁵ 防衛庁防衛研究所戦史部編著『史料集 南方の軍政』110-111頁。

⁵⁶ 軍政総監部「軍政総監指示」1942年8月7日（第25軍軍政部「軍政施行上の諸規定・方針・計画・要領綴」1942年2月13日～44年1月30日、防衛研究所戦史研究センター蔵）。

⁵⁷ 富集団軍政監部「王侯処理ニ関スル件」1942年7月（第25軍軍政部「軍政施行上の諸規定・方針・計画・要領綴」）。先に、陸軍における最も早い段階での軍政に関する研究成果として言及した参謀本部第1部研究班「南方作戦ニ於ケル占領地統治要綱案」における「英領馬來実施要綱案」（1941年3月31日）には、「……各州ハ表面ノ支配者ハ土侯トシ軍政機関ノ一部ヲ駐節セシメ行政ヲ指導

第 25 軍の軍政監部（昭南軍政監部）が各州長官を招集して 11 月 27 日に開いた地方長官会議で、軍政監・西大篠畔は、

土侯ハ馬來人及「インドネシア」統治ニ十分活用スルコト必要ニシテ其ノ地位特ニ宗教上ノ權威ヲ利用シ我ガ軍政ニ協力セシメザルベカラズ
又土侯ノ取扱ハ印度五百ノ土侯ノ帰趨ニ及ボス影響極メテ大ナルモノアルヲ以テ慎重ニ処理シ我ニ信頼ト好意ヲ抱カシムル如ク名誉ト俸禄ヲ与フルニ吝ナラザルヲ要ス⁵⁸

と述べている。また、同じ会議で渡辺総務部長も、

……根本ノ方針ハ土侯ノ従来ノ宗教上、社会上ノ地位ハ之ヲ認め概ネ戦前通りノ俸禄ヲ支給スルコトトシ、住民トノ関係等ニ応ジテ軍政施行ニ協力セシムル如ク之ガ利用ヲ図ラントスルニ在リ……⁵⁹

と述べている。

こうした方針に則り、とりわけ、土侯がスルタンでもあったマライでは、統治者としての政治的地位は認めなかったものの、州長官の顧問として処遇し、宗教上の名誉に配慮し、また、生活の安定のため、俸禄等を与えたのである。実際、俸禄は現金で支給され、例えば、パハン州の土侯には、1942 年 4 月の支給開始から 12 月までは月額 4000 ドル、翌 43 年 1 月からは月額 8000 ドルが支払われている。また、セラングール州の土侯には、42 年 3 月の支給開始時に 1000 ドル、4 月から 6 月までは月額 1 万ドルであったが、7 月に月額 1 万 5000 ドルに増額されると、4 月に遡って差額を支給、翌 43 年 4 月以降は月額 2 万 5000 ドルが支払われている。それに加えて、実費を徴収してはいるが、米、塩、砂糖、たばこ、ガソリン等を割当によって配給するという配慮を見せている⁶⁰。

こうしたことにより、マライの土侯であるスルタンは、「一般ニ能ク我カ軍ニ心服シ各種ノ施策ニ積極的ニ協力⁶¹」、「別段不満なく協力的態度を保持⁶²」した。なお、マライで軍政が正式に施行されてからほどない 1942 年 4 月 11 日、マライのスルタン 9 人が第 25 軍司

監督セシム……」とある（参謀本部第 1 部研究班「南方作戦ニ於ケル占領地統治要綱案」）。

⁵⁸ 「地方長官会議ニ於ケル軍政監口演要旨」1942 年 11 月 27 日（昭南軍政監部「馬來スマトラ各州長官会議関係書類」1942 年 11 月 26 日～28 日／1943 年 7 月 11 日）。

⁵⁹ 「地方長官会議ニ於ケル総務部長官口演要旨」1942 年 11 月 27 日（昭南軍政監部「馬來スマトラ各州長官会議関係書類」）。

⁶⁰ 馬來軍政監部調査部「調査部報」第 1 号、1944 年 5 月 1 日（馬來軍政監部調査部「調査部報〔第 1～6 号〕」1944 年 5 月 1 日～7 月 20 日、防衛研究所戦史研究センター蔵）。

⁶¹ 第 1 復員局「南方作戦ニ伴フ占領地行政ノ概要」。

⁶² 岩田「マライ、ビルマ、ジャワ軍政の概要」。

令部を訪れ、軍司令官・山下奉文に大勝の祝いを述べていることを付言しておく⁶³。

一方、スマトラには、アチェ州と東海岸州にあわせて約 280 人の土侯がいた（このうち、スルタンと称することができる者は数人）。スマトラでは彼らを州長官の下部行政機関として用いた⁶⁴。

マライとスマトラでは 1943 年 1 月 19 日から 21 日にかけて、昭南（シンガポール）にマライとスマトラの土侯を集めて、「各州土侯代表会同」が開催された。その目的は、「土侯ヲシテ軍政ニ積極的ニ協力セシムル為 彼等ニ対シ軍ノ意図ヲ徹底セシムル」ことであった⁶⁵。その見返りとして、日本側は土侯の地位、名誉、財産についてあらためて保証し、俸禄の増額を約束している。それらについては、同会同での第 25 軍軍司令官・斎藤弥平太の訓示の中で明らかにされている。

本職ノ卿等ニ特ニ期待セントスル所ハ大東亜戦争ノ真意ヲ民衆ニ徹底セシメ軍政ノ不変浸透就中治安ノ確立ト民心ノ安定トノ為ニ率先活躍セラレンコト是ナリ……卿等ノ地位ト名誉並ニ財産トヲ再確証ス 又俸禄ニ関シテモ戦前ヨリ下ラザル額ヲ贈典センコトヲ言明ス⁶⁶

1943 年 7 月 5 日、マライの北部 4 州が、ビルマのシャン地方の 2 州とともに、タイへ割譲されることが公になった。その翌日の 6 日、マライのスルタンが馬來軍政監部を「伺候」している。その際、西大篠軍政監は次のように訓示して、彼らを不安にさせないようにした。

皆様ガ先達トナッテ夫々州長官ノ指導ニ基キ人民ヲ指導シ……「サルタン」ノ地位ハ今迄ト同様デアリマスシ……従来通り州長官ノ指導ノ下ニシッカリヤッテ貰イ度イト思ヒマス⁶⁷

ジャワには土侯が 4 家、存在し、スラカルタ州とジョクジャカルタ州の行政を担っていた。彼らのはかつてジャワ全般を統治していた王朝の子孫で、オランダの植民地統治下にお

⁶³ 第 25 軍軍政部「軍政部旬報」第 1 号、1942 年 4 月第 2 旬（第 25 軍軍政監部「軍政部旬報〔第 1～13 号〕」1942 年 4 月 11 日～8 月 20 日、防衛研究所戦史研究センター蔵）。

⁶⁴ 第 1 復員局「南方作戦ニ伴フ占領地行政ノ概要」。アチェ族は土侯の支配下にあり、それが民族的感情が熾烈であった理由とされる。また、各村長の下に諮問機関があり、村の長老や宗教上の長老が構成していた（「スマトラ諸民族ノ特性」第 95、1942 年 3 月 24 日〔第 25 軍軍政部調査班「第二十五軍軍政部調査班スマトラ調査報告」1942 年 3 月、防衛研究所戦史研究センター蔵〕）。

⁶⁵ 岩田「マライ、ビルマ、ジャワ軍政の概要」。

⁶⁶ 『「マライ」『スマトラ』各州土侯代表昭南会同ニ関スル件』1943 年 1 月 19 日～21 日（馬來軍政監部「サルタン会同関係書類」1943 年 1 月 20 日、防衛研究所戦史研究センター蔵）。

⁶⁷ 「サルタン伺候時軍政監訓示要旨」1943 年 7 月 6 日（馬來軍政監部「サルタン会同関係書類」）。

いても、その地位を保証されていた。そして、上記 2 州では一般民衆に対して伝統的な地位を有していた。したがって、日本の軍政下においても、「十分之カ地位ヲ尊重シ何等従来ト変ルコトナキ権能ヲ認め以テ自発的ニ軍政ニ協力スル如ク指導」するという方針のもと、これら 2 州を土侯州とし、土侯を自治領主として、その伝統的地位を保証、従前の特権を認めた。ただし、土侯の行政権は第 16 軍軍司令官の隷属下において認められるもので、その指導のために侯地事務局が設けられ、侯地事務局長官が置かれた⁶⁸。

ビルマでは、基本的に、バー・モウを長官とする中央行政政府を設けて軍政を施行したが、シャン地方は中央行政政府の管轄外とし、第 15 軍の軍政監に直属するシャン州政庁を設けて軍政を施行した。同地方には大小 36 の土侯州があった。日本側はビルマにおける「土侯ノ取扱ニ就テ」、次のような方針を掲げていた。

1. 土侯ノ対面ヲ尊重シ屢々土侯会議又ハ同小委員会ヲ開催シ軍政施策ノ重要事項ハ総テ先ヅ土侯ニ理解ヲ与ヘ之ガ実施ハ土侯ヲシテ直接当ラシムル如ク指導ス
2. 財政貧困ナル土侯州ニ対シテハ上納金ヲ延期又ハ軽減スルト共ニ要スレバ行政資金ヲ貸与ス⁶⁹

この方針に従って、シャン地方では、土侯に徴税権、民事・刑事裁判権、慣習による行政権といった従来の地位権限を認め、その統治機構を極力活用して、下部行政機関として用いた。シャン州政庁におかれた土侯会議は議決機関ではなく、諮問機関であったが、「上意下達、下情上通」による軍政の「実質機関」となった。また、土侯の資格による差別が撤廃され、「土侯全体ノ会議」となった。ちなみに、第 1 回土侯会議は 1942 年 12 月 15 日から 3 日間、開催された。各土侯州における地方行政についても、「土侯ニ一任シ総テ従来ノ例ニ拠ル」統治がなされた⁷⁰。

北ボルネオのブルネイ土侯国では、スルタンに「努メテ社会上、宗教上ノ名誉ト地位ヲ与ヘ、此ノ方面ニ於ケル面目ヲ持セシムルト共ニ、生活費ノ如キモ従来通りノ額ヲ土侯費トシテ支出シ使用」させていた。ちなみに、1942 年分の土侯費として、6 万ドルが計上されている。しかし、スルタンの私的収入である石油会社からの輸出入税金等の「特殊収入」は、石油会社を日本軍が接収したため、途絶えた⁷¹。

⁶⁸ 第 1 復員局「南方作戦ニ伴フ占領地行政ノ概要」。岩田「マライ、ビルマ、ジャワ軍政の概要」。

⁶⁹ 第 1 復員局「南方作戦ニ伴フ占領地行政ノ概要」。

⁷⁰ 森第 7900 部隊「緬甸軍政史」抜粋其三、1943 年 9 月、防衛研究所戦史研究センター蔵、第 1 復員局「南方作戦ニ伴フ占領地行政ノ概要」。

⁷¹ 灘第 9801 部隊（ボルネオ守備軍司令部）「北『ボルネオ』軍政概要」。

(3) 経済面での施策

a 生活必需物資（特に食糧）の安定的な確保と供給

第 25 軍軍政監部の「軍政監部旬報」第 16 号（1942 年 9 月第 2 旬）に、軍政が正式に施行されてから半年が経った頃のマライとスマトラにおける住民の生活ぶりについて述べているくだりがある。「現地人ノ生活難」と題されているその部分は、次のようにつづられている。

近来失業並ニ物資ノ不足物価騰貴ニ起因シタル生活難ニ依リ一部現地人間ニ皇軍ニ対スル不平不満ヲ漏ラス者アリ又商店等ニシテ閉店ヲ余儀ナクセラルル者漸次多キヲ加フルノ状勢ニ在リ之ガ対策トシテ主要食糧ノ配給確保ニ格段ノ配慮ヲ要ス⁷²

また、その第 25 軍軍政監部が 1942 年 11 月 27 日に各州長官を集めて開いた地方長官会議で、西大篠軍政監が「食糧医薬品雑貨等生活必需物資ノ供給確保ハ民心繫持延イテハ治安確保ノ要諦ナル処……⁷³」と述べているように、「食糧をはじめとして生活必需品の確保と適正なる配給とは民心安定の根本施策⁷⁴」と認識されていた。

「積極的治安維持対策トシテ治下諸民族ノ民心ヲ把握センカ為先ツ一般民衆ノ生活ヲ安定確保スルト共に精神的ニ之ヲ優遇スルニ努メ⁷⁵」るわけであるが、元来、マライは食糧を自給自足できていなかった。したがって、食糧を確保するために、その増産を促進する必要があった。また、食糧の輸入は現実的な要求であった。さらに、食糧配給制度も整えなければならなかった。

食糧の増産については、第 25 軍軍政監部は産業部に食糧増産班を特設、タピオカ、甘藷といった代用食を増産することとし、二毛作を奨励した。同時に、米作地を拡張するため、農地の開墾が行われた。それにより、1943 年 1 月までに、23 万 8000 エーカーが新たに開墾された⁷⁶。その一方、暫定的な手段ながら、押収米の払い下げも行われた⁷⁷。

⁷² 富集団軍政監部「軍政監部旬報」第 16 号、1942 年 9 月第 2 旬（第 25 軍軍政部「軍政部旬報」〔第 14～25 号〕）。

⁷³ 「地方長官会議ニ於ケル軍政監口演要旨」。

⁷⁴ 岩田「マライ、ビルマ、ジャワ軍政の概要」。

⁷⁵ 第 1 復員局「南方作戦ニ伴フ占領地行政ノ概要」。この点については、陸軍における最も早い段階での軍政に関する研究成果として、すでに何度か言及している参謀本部第 1 部研究班「南方作戦ニ於ケル占領地統治要綱案」でも、「……生活物資ヲ生産スヘキ軽工業、特ニ食糧品工業等ハ成シ得ル限り速ニ既存ノ機構ヲ復活セシメ……現地住民ニ最小限度ノ生活物資ヲ供給シ物価及人心ヲ安定シ以テ我軍政施行ヲ容易ナラシメルヲ要ス」と述べられている（参謀本部第 1 部研究班「南方作戦ニ於ケル占領地統治要綱案」）。

⁷⁶ 岩田「マライ、ビルマ、ジャワ軍政の概要」。

⁷⁷ 第 25 軍軍政部「第二十五軍軍政概況」。押収米の払い下げが南方作戦時にも行われていたことについては、「2 南方作戦時の民心安定策」の「(1) 第 25 軍の場合」で言及した。

輸入については、軍政施行後、かなり早い時期から対策が講じられていた。その手段として、木造船の建造が最優先で進められた。時には、海賊も食糧の蒐集に利用したようである⁷⁸。その成果は、とりあえず 1942 年 7 月半ばの時点では、「米穀ノ輸入ハ其ノ後基調ニ進歩シ管内食糧事情ハ一応ノ安定ヲ示シ治安モ概ネ平穩ナリ⁷⁹」と伝えられるような状況をもたらした。

配給については、配給組合を物資の流通に介在させ、そこに輸入された食糧と払下げ分を集め、そこから卸商→小売→消費者という流れで行われた⁸⁰。米の配給が減じた際には、代用食がそれを補うこともあった⁸¹。

フィリピンも食糧の自給自足ができておらず、輸入に頼っていた。米については、1942 年 1 月、マニラにおいてフィリピンの国家米穀公社と提携して、1 家族（4 人）1 日 1200 グラム（のち減量）を 0.15 ペソの固定価格で販売、新たな住民登録を伴う配給制度が開始された。3 月からは蓬莱米を導入して米の増産をはかる実験を開始、また、4 月以降は仏印のサイゴンから米を継続的に輸入した。生産性向上のため、新種の肥料の導入、灌漑システムの改良も行われた。しかし、同年末の大量の降雨、害虫の大量発生等により、蓬莱米の実験は失敗に終わった⁸²。

北ボルネオでも、主要食糧品をはじめとして生活必需物資の大半を輸入に頼るという状況が生じ、開戦後、その貯蔵保有量は日ごとに減少して物資不足を来し、「民心ノ不安動揺ヲ招」いた。そのため、主要食糧品である米、塩、砂糖は日本軍の統制下に置き、配給制を導入し、その円滑化に努めた。配給機構としては、従来的一般商業機構を下部機構として活用した。しかし、米、塩、砂糖等は「局地的ニハ多少払底ノ傾キナシトセザルニ至」った。そこで、消費規制、代用食励行、食糧自給策等に努めた。その結果、米は 1942 年 3 月以降、砂糖と塩は 7 月以降、ようやく補給が順調となった⁸³。

なお、ジャワでも、中央の軍政監部産業部に食糧増産技術監本部が設けられ、また、州には食糧増産技術指導官が配置されて、食糧増産の取組みがなされた⁸⁴。

⁷⁸ 時期はおそらく 1943 年秋と思われるが、「食糧を輸入する苦肉の策として試験的に……米 1 俵を輸送すれば砂糖 1 袋と交換する条件で」、海賊船による米の収集を企図したことがあったという（岩田「マライ、ビルマ、ジャワ軍政の概要」）。

⁷⁹ 第 25 軍軍政部「軍政部旬報」第 10 号、1942 年 7 月第 2 旬（第 25 軍軍政監部「軍政部旬報」〔第 1～13 号〕）。

⁸⁰ 「別表（一）軍政監部払下統制品配給系統図」警務部「経済違反取締指導上ノ参考」1943 年 5 月 1 日（馬來軍政監部「警務部會議関係書類」1943 年 5 月 1 日、防衛研究所戦史研究センター蔵）。

⁸¹ 岩田「マライ、ビルマ、ジャワ軍政の概要」。

⁸² リカルド・T・ホセ「日本占領下における食糧管理統制制度—コメ不足とその対応策を中心として—」永井均訳、池端編『日本占領下のフィリピン』222-228 頁。

⁸³ 灘第 9801 部隊（ボルネオ守備軍司令部）「北『ボルネオ』軍政概要」。第 1 復員局「南方作戦ニ伴フ占領地行政ノ概要」。

⁸⁴ 岩田「マライ、ビルマ、ジャワ軍政の概要」。

b 物価の安定

第 25 軍司令部の「戦時月報（軍政関係）」（1942 年 10 月末）にマライとスマトラの治安状況について、「物資不足ニ基ク闇取引ハ買溜、売惜行為等ノ漸増傾向ハ嚴重取締指導ヲ為スト共ニ民心ニ及ス影響注視中ナリ⁸⁵」と述べているくだりがある。生活必需物資の不足、闇取引、買い溜め、売り惜しみ等は、その価格の高騰を招く。反対に、生産の過剰は価格を暴落させる恐れがある。物価の乱高下は民心を不安にさせる。そのため、物価の統制が必要になる。

フィリピンのマニラでは、先に述べたように、米については、1942 年 1 月から国家米穀公社と提携して、1 家族（4 人）1 日 1200 グラム（のち減量）を 0.15 ペソの固定価格で販売、価格統制違反者には厳罰をもって臨むこととし、暴利の取締りが行われた。また、統制経済を確立するため、小売商人組合連合会、食糧管理協会、生活必需物資配給制組合等が設立された。しかし、価格統制制度の不備、市場価格が概して固定価格より高かったこと等により、統制は一部が機能不全に陥った⁸⁶。

ジャワでは、物価の高騰を抑えて民生を安定させる目的で、1942 年 3 月 8 日に布告第 2 号が発せられ、同年 1 月 1 日当時の価格を公定価格と規定、買い占めや売り惜しみを厳禁する旨が指令された。また、10 月 1 日には、低価格政策の徹底を期すため、物価統制令が公布された。さらに、各州長官に州内の指定特産物について価格を規定し得る権限を与えて、価格を統制した。特に米価については、民生の安定を考慮して、戦前の籾最低価格制度を踏襲、精米最高価格制度を採用した。他方、砂糖、茶、カポック、ゴム等の過剰生産によって、それらの価格が暴落、民心に不安を与えた。そこで、食糧を主体に産業の再編成を実施、砂糖、ゴム、茶、カポック等の生産を制限する一方、食糧、薪、塩、キナ、綿花、紙等を増産して、現地人による農業の振興をはかった⁸⁷。

北ボルネオでは、軍政を施行する際に布告を発して、物価は特に認めるもの以外は、1941 年 12 月 15 日の市場価格を最高価格と定めると同時に、買い溜め、売り惜しみ、物資の死蔵を厳禁、米、塩、砂糖、燐寸、塩干魚、阿片、石油類を日本軍の統制下に置いて、物価水準の維持に努めた⁸⁸。

南方では 1942 年 12 月以降、生活必需物資の計画的生産を企画して、実行に移したが、「各種ノ悪条件ニ禍セラレテ意ノ如ク進捗セズ」、そのため住民の生活は次第に逼迫して、

⁸⁵ 第 25 軍司令部「戦時月報（軍政関係）」1942 年 10 月末（第 25 軍司令部「戦時月報〔軍政関係〕」1942 年 10 月末～12 月末）。ちなみに、昭南刑事地方法院における価格違反の犯罪件数は、同年 8 月は 1560 件、9 月は 1327 件であった（第 25 軍司令部「戦時月報〔軍政関係〕」1942 年 9 月末〔第 25 軍司令部「戦時月報（軍政関係）」1942 年 7 月末～9 月末、防衛研究所戦史研究センター蔵〕）。

⁸⁶ ホセ「日本占領下における食糧管理統制制度」222-228 頁。

⁸⁷ 岩田「マライ、ビルマ、ジャワ軍政の概要」。

⁸⁸ 灘第 9801 部隊（ボルネオ守備軍司令部）「北『ボルネオ』軍政概要」。

「民心把握上多大ノ障碍ヲ生ジ」た⁸⁹。例えば、馬來軍政監部の「軍政月報」（1944年3月31日）は、その状況について、「生活必需物資ノ不足、物価ノ昂騰ハ現住民ノ生活不安ヲ増大シツツアリ……今後ノ治安上民心ノ把握ハ相当苦心ヲ要スル所アルヘシ⁹⁰」と伝えている。

実際、マライにおける物価の騰貴は、1943年初めまでは緩やかであったが、中頃から「漸次急激」し、南方地域で最大のインフレを招来したとされる。より具体的には、6月の時点での昭南（シンガポール）のインフレ率（閏値）は、食糧は5倍、衣料は8倍、生活資材は15倍であったという⁹¹。7月11日に各州長官を集めて開かれた地方長官会議で馬來軍政監部軍政監・磯矢伍郎が訓示の中で述べているように、「物資ノ不足物価ノ騰貴等民心安定ニ支障多キ状態」であった⁹²。

この時期の物価上昇に対する当初の対策は、「経済取締ノ統一徹底」であった。1943年4月1日、軍政監部警務部は「経済警察実施要綱案」を制定して、経済取締機構を警務部に一元化、取締りの重点を「生活必需物資配給統制」と「適性物価ノ維持」に置き、「軍扨下統制物資」の配給秩序を維持するため、配給機構の紊乱や公定価格違反を検挙することにした。また、不正な利得を目的とする買いあさりや売り惜しみ、暴利販売や暴利目的の物資の買い占め・収蔵といった「著シク物価昇騰ヲ促進シ或ハ物資需給ヲ逼迫セシムルカ如キ行為」、密輸出を目的とする物資の売り惜しみや収蔵を取り締まった⁹³。

しかし、物価の高騰は甚だしく⁹⁴、より直接的な措置が講じられるようになる。9月10日、馬來軍政監は「生活必需物資ノ販売制限ニ関スル件」を定め、糸、織物、衣料品、寝具用品、自転車用のタイヤとチューブ、洋紙、薬品等を指定し、地方長官が指定した業者でなければ、それらの物資を販売できないこととした⁹⁵。また、同日、繊維品、自転車・自動車用のタイヤとチューブ、洋紙類、薬品類を詳細かつ具体的に指定して、最高販売価格を定めた⁹⁶。さらに、その後、12月22日には、内地製造の煙草4品について最高販売

⁸⁹ 第1復員局「南方作戦ニ伴フ占領地行政ノ概要」。

⁹⁰ 馬來軍政監部「軍政月報」1944年3月31日（馬來軍政監部「軍政月報（2～3月）」1944年2月29日～3月31日、防衛研究所戦史研究センター蔵）。

⁹¹ 岩田「マライ、ビルマ、ジャワ軍政の概要」。

⁹² 「地方長官会同席上ニ於ケル軍政監訓示」1943年7月11日（昭南軍政監部「馬來スマトラ各州長官会議関係書類」）。

⁹³ 馬來軍政監部「戦時月報（軍政関係）」1943年5月31日（馬來軍政監部「戦時月報〔軍政関係〕」1943年4月19日～7月31日）。警務部「経済警察実施要綱案」1943年4月1日（馬來軍政監部「警務部会議関係書類」）。

⁹⁴ 「軍政監部及在昭南軍政監部所属各部局現地人職員等臨時優遇要領」1943年7月17日（馬來軍政監部「軍政部内諸規定部内関係書類綴」3/3、1943年6月～44年6月、防衛研究所戦史研究センター蔵）。

⁹⁵ 「馬來公報」第30号、1943年9月10日（第25軍軍政監部「富公報合本〔第1～21号〕馬來公報〔第4～71号〕」1942年10月1日～44年1月29日、防衛研究所戦史研究センター蔵）。

⁹⁶ 「馬來公報」第31号、1943年9月10日（第25軍軍政監部「富公報合本〔第1～21号〕馬來公報〔第4～71号〕」）。

価格を定めている⁹⁷。

c 失業対策

民心安定のため、失業対策が講じられた。主要農産物の余剰分の買い付け・買い上げが、その具体的な方法であった。

マライでは、ゴムの生産が農業の中心で、総農地面積の 60 パーセントがゴム園であった。1940 年のゴム輸出量は約 53 万トンであった。しかし、42 年度は 5 万 8000 トンに落ち込んだ。軍政当局は産業の維持と同時に、失業対策として、余剰となったゴムの買い付けを行った。その際、敵産に属する「管理ゴム園」よりも、現地人のゴム園から優先的に買い上げた。現地人のゴム園は一般に良質林とは言い難かったが、「労務者の生活を保護する必要上」、ゴムの買い付けはなるべく現地人のゴム園からとして、「失業問題の急激なる発生を防止する様に配慮された」のである。この措置による 42 年度のゴムの買い上げ量は、15 万 1518 トン（そのうち、現地人のゴム園から 8 万 6360 トン）であった。なお、43 年以降もゴムの買い付けは続けられたが、労働力が不足する状況が生じたため、失業対策を考慮する必要は減り、主眼はゴム園の維持に移った⁹⁸。

ジャワでは、サトウキビの買い上げが行われた。日本軍がジャワを占領したのは 1942 年 3 月であったが、それはサトウキビの収穫期目前であった。当時の在庫量は 105 万トンで、生産過剰は明らかであったが、サトウキビの買い上げが民心に及ぼす影響は極めて重大と判断、生産品を全部買い上げて貯蔵する方針を定めた。買い上げを実施するため、第 16 軍は軍政部に糖業管理事務所を設置、糖業特別会計を設けた。なお、43 年以降は生産制限を実施、製糖工場は他の工業施設に転換、または解体された⁹⁹。

d 現地人企業活動

マライでは日本の商社でなければ経営不可能な企業以外は現地人に行わせる方針を掲げて、現地人の企業を保護し、日本商社の進出を制限した。この措置については、開戦当初から中央と現地軍の間で密接に連携がはかられ、計画的に商社の割り当てが行われた。不良邦人の渡航は許さない等の厳重な統制の徹底ぶりには、日本人の間から非難の声が上がるほどであったという¹⁰⁰。

実は、この現地人企業活動の保護は民心安定策であると同時に、主として華僑やインド人等の民族対策という側面も有していた。華僑については、開戦前、例えば、1941 年 11

⁹⁷ 「馬來公報」第 66 号、1943 年 12 月 22 日（第 25 軍軍政監部「富公報合本〔第 1～21 号〕馬來公報〔第 4～71 号〕」）。

⁹⁸ 岩田「マライ、ビルマ、ジャワ軍政の概要」。

⁹⁹ 同上。

¹⁰⁰ 同上。

月 20 日に大本営政府連絡会議で決定された「南方占領地行政実施要領」では、「華僑ニ対シテハ蒋政権ヨリ離反シ我カ施策ニ協力同調セシムルモノトス¹⁰¹」とされ、また、南方軍政の正式な施行から半年が経過していた 42 年 10 月 12 日に大本営陸軍部が発した大陸指第 1308 号の別冊「南方占領地各地域別統治要綱」では、例えば、マライとスマトラにおいては、「華僑ハ差当リ経済的ニハ之ヲ利用スルモ適宜政治的圧力ヲ加ヘ其ノ社会的勢力ハ逐次控制ス」とされ、ビルマについては、「印度人ニ対シテハ対印施策ノ進展ニ密ニ照応シツツ我軍政施行ニ協力同調セシムル如ク指導シ『ビルマ』人ヲ主体トスル民族協和ヲ醸成セシム」とされた¹⁰²。

実際、マライでの華僑対策は、当初は強圧的であり、その活動を強度に制限したが、その後、方針を改めて華僑の利用をはかるようになり、制限は漸次緩和に向かった。そして、1943 年後期以降は全面的に活動を促進するようにした¹⁰³。

他方、ビルマでは、日本軍はそもそもインド人とビルマ人の対立を解消することを目的として、インド人に向けて、日本軍とビルマの独立に協調すれば、居住、交通、営業等の自由を保証するという布告を発した。それにより、不安や動揺は安定に向かった。同時に、布告によって、華僑の民心も安定し、生業に従事するようになったという¹⁰⁴。

(4) 諸制度の機能回復

宗教に限らず、司法、警察、教育等の諸制度も、「従来ノ制度並ニ慣習ハ成ルベク之ヲ存続シ急激ナル変革ヲ避ケテ民心ノ安定ヲ計ル」ことが軍政施行の方針であった¹⁰⁵。諸制度の機能をできるだけ早く回復させることによって、民心は安定した。例えば、第 25 軍司令部の「戦時月報（軍政関係）」（1942 年 5 月末）には、マライでは「本月ニ入り教育、司法等ノ諸機構モ漸次整備シ民心ノ安定感ハ愈々増大セルガ……¹⁰⁶」と、また、第 25 軍軍政部の「第二十五軍軍政概況」（1942 年 6 月 14 日）にも、「警察機構ノ復活……馬來人小学校開校シ、司法機構モ亦五月下旬ヨリ再開シ人心安定ニ寄与シツ、アリ¹⁰⁷」と述べられている。なお、第 25 軍軍政部では、総務部に司法科、警務科、宗教教育科が置かれており、軍政監部に移行したのは、司法科、警務科はそれぞれ司法部、警務部というよう

¹⁰¹ 防衛庁防衛研究所戦史部編著『史料集 南方の軍政』92 頁。

¹⁰² 同上、110 頁。

¹⁰³ 岩田「マライ、ビルマ、ジャワ軍政の概要」。民族問題を管掌していたのは軍政部時代には総務部監督科、軍政監部となつてからは本部総務部行政科であった（第 25 軍「軍政部服務規程」。第 25 軍軍政監部「第二十五軍軍政監部服務規程」）。

¹⁰⁴ 岩田「マライ、ビルマ、ジャワ軍政の概要」。

¹⁰⁵ 森第 7900 部隊「緬甸軍政史」抜粋其三。

¹⁰⁶ 第 25 軍司令部「戦時月報（軍政関係）」1942 年 5 月末（第 25 軍「戦時月報（軍政関係）」1942 年 3 月末～6 月末、防衛研究所戦史研究センター蔵）。

¹⁰⁷ 第 25 軍軍政部「第二十五軍軍政概況」。

に総務部から独立して並列の部として本部に置かれた。宗教教育科は文教科と名称は変わったが、総務部にとどまった¹⁰⁸。

a 司法

マライでは、在来の諸機関諸法規をそのまま受継ぐ方針によって民心の安定を期した。具体的には、1942年5月、昭南（シンガポール）において、昭南刑事地方法院、最高検事局、昭南刑務所が27日に、最高法院、昭南民事地方法院が29日に開庁、司法裁判事務が開始された。地方においては、裁判所として各州に高等法院、各郡役所とその出張所所在地に地方法院、各村に村長判廷、そして、概ね地方法院に準じてイスラム教の回教法院が設置され、また、検察局として各州に地方検察局が置かれる等、逐次、態勢が整えられた。なお、最高法院、最高検察局、高等法院、州検察局の幹部要員は日本人、その他は現地人であった¹⁰⁹。

ジャワでは1942年4月29日に、裁判所として最高法院（1カ所）、高等法院（3カ所）、地方法院（80カ所）、軽罪法院（41カ所）、県法院（79カ所）、郡法院（393カ所）が、検察局として高等検察局（3カ所）、地方検察局（80カ所）が開設、または逐次、整備された。加えて、中央諮問局、地籍局も開設された。9月には、中央統括機関として、軍政監部に司法部が設置された。さらに、イスラム教徒の婚姻等を扱う「回教高等法院」がジャカルタに、その下に僧侶法院（80カ所）が開設され、侯地には「土侯裁判所」が設置された。そのほか、司法職員を養成するために訓練所（5カ所）が開設されている¹¹⁰。

北ボルネオでも、「勉メテ在来ノ法令、慣習法及司法機構ヲ踏襲シ又現地住民タル旧司法職員ヲ活用セリ而シテ特ニ複雑ナル法規ノ制定ヲ避ケ強力簡素ナル司法制度ヲ確立シ適性ナル司法ノ運用」がはかられた¹¹¹。そのため、宗主国であった英国が現地住民懐柔政策として採用した制度である「土人裁判所」も利用した¹¹²。

b 警察

マライでは先に述べたように、南方作戦時から各地で警察機構の整備に着手していた。軍政の正式施行後、1942年5月25日に昭南（シンガポール）に警官の再教育と幹部教育を目的とする警察学校を開校、第1期生として各州・市の警部・警部補から96人を選抜、1カ月の課程で教育訓練を実施した。州には、州警務部直轄の警官訓練所が置かれ、現地人警官の養成が行われた。生徒数は約200人であり、彼らは州の機動予備隊でもあった。

¹⁰⁸ 第25軍「軍政部服務規程」。第25軍軍政監部「第二十五軍軍政監部服務規程」。

¹⁰⁹ 第25軍軍政部「軍政部旬報」第5号、1942年5月第3旬（第25軍軍政監部「軍政部旬報」〔第1～13号〕）。岩田「マライ、ビルマ、ジャワ軍政の概要」。

¹¹⁰ 岩田「マライ、ビルマ、ジャワ軍政の概要」。

¹¹¹ 第1復員局「南方作戦ニ伴フ占領地行政ノ概要」。

¹¹² 灘第9801部隊（ボルネオ守備軍司令部）「北『ボルネオ』軍政概要」。

また、マライでは通常の警察のほか、匪団討伐を主任務とする特別警察隊も設けられた。その規模は約 2500 人であった¹¹³。

ジャワでは、軍政施行当初は第 1 練兵団と憲兵隊が警察業務を担当、現地人警察官を掌握して警察署以下の在来機関を指導しつつ、治安維持に当たっていた。その後、1942 年 9 月に新警察機構が確立、10 月 1 日に憲兵隊から警察機構への警察業務の引き継ぎが完了した。また、42 年 10 月にジャワ警察学校（スカブイ市）が再開、翌 43 年 4 月 29 日には警察の補助機関である警防団が全島一斉に組織された¹¹⁴。

北ボルネオでは、1942 年 5 月にボルネオ守備軍司令部が編成されると、警務機構として中央に警務部を設けて、域内の警務機関を統括した。また、各州の主要地に警察署を置いて、州長官がそれを統率した。一方、中央には警察訓練所、地方には警察練習所を設けて、現地人警務職員に所要の教育を施した。さらに、民間団体として、自警団と防空監視隊を組織して、治安の維持向上をはかった¹¹⁵。

c 教育

マライでは、「文教ヲ振作」して「特ニ青少年ノ民心ヲ把握スルコト」によって「軍政確固タル基礎ヲ作ルコトニ着目」した。そのため、まず、「国民学校ヲ戦前ノ状態ニ復活」させようと、1942 年 4 月 12 日から初等学校を逐次、開校した。当初の開校数は戦前に比べて、マライ語系が 75.2 パーセント、インド語系が 73 パーセント、中国語系が 13.2 パーセントで、全体としても 51 パーセントであったが、43 年初頭には、「『マライ』人及ビ印度人学校ニ於テハ……殆ド全部開校」されるに至った¹¹⁶。また、中等学校以上も、主として 43 年から開校された¹¹⁷。

ジャワでは、1942 年 4 月 29 日に初等教育が再開、9 月には中等学校、高等学校、師範学校が、逐次、開校された¹¹⁸。ビルマのシャン地方では、小学校制度を新設して、教育課目配当時間を標準化する等、土侯州における「教育ノ統制」をはかった¹¹⁹。北ボルネオでは、学校は州庁による運営を原則として、43 年 12 月には戦前の 6 割程度を開校するに至った。また、主要地で短期講習会を開催した¹²⁰。

¹¹³ 第 25 軍軍政部「軍政部旬報」第 5 号。岩田「マライ、ビルマ、ジャワ軍政の概要」。

¹¹⁴ 岩田「マライ、ビルマ、ジャワ軍政の概要」。

¹¹⁵ 第 1 復員局「南方作戦ニ伴フ占領地行政ノ概要」。

¹¹⁶ 同上。

¹¹⁷ 岩田「マライ、ビルマ、ジャワ軍政の概要」。

¹¹⁸ 同上。

¹¹⁹ 第 1 復員局「南方作戦ニ伴フ占領地行政ノ概要」。

¹²⁰ 同上。

(5) その他

a 衛生・医療

北ボルネオでは在来の衛生機関や医療施設を活用して、特に伝染病予防に努めた。その結果、「概ネ従来ノ衛生状況ヲ維持」した。その後、戦局の推移に伴って、医薬品の取得が困難になったため、衛生試験所を設置して、現地の植物や鉱物による製薬に努めた。その結果、アルコール、軟膏類等の数種類については「自活ノ域ニ到達」した¹²¹。衛生・医療の分野における民心安定策の効果について、ボルネオ守備軍司令部の「北『ボルネオ』軍政概要」は、「民心ノ把握ハ統治ノ基本条件ナレバ政治面ニ於ケル幾多ノ強硬ナル方策モ此ノ保健衛生施策ト相俟チテ其ノ寛厳自ラ宜シキヲエラレルベシ¹²²」と述べている。

b 現地人相談所・新聞への投書

フィリピンでは、現地の事情に精通し、現地人に信頼されている日本人を主体として現地人相談所を設け、自由に現地住民の希望、苦衷を訴えさせて、軍の施策の参考にするると同時に、そうした問題の指導や解決に当たった。また、自由な世論の反映として新聞への投書を歓迎し、それに真面目に回答して、日本の真意の徹底普及に力を注いだ。そのようにして、現地住民の不安の除去に努めた結果、「人心把握上大ナル効果」があったという¹²³。

c 日本語教育

日本語を普及して意志の疎通をはかることも、民心把握の施策と考えられており¹²⁴、「日本語教授者」は任地の言語、風俗、慣習等を研究して、「現地民心ノ把握ニ努メルコト」も任務とされた¹²⁵。

d 謀略阻止

敵の謀略放送や宣伝に対して、ビルマでは、「敵性放送ノ悪宣伝ニヨル流言蜚語ノ根源ヲ芟除シ民心ノ安定ヲ図ル為」、1942年12月20日以降、ビルマ国内での敵側放送の聴取を禁止し、軍政監部の電政総局が一般のラジオ受信機を改造した¹²⁶。また、スマトラでは、生活の逼迫と並んで、敵の謀略宣伝等が少なからず民心離反の素因となっている事情に鑑

¹²¹ 同上。

¹²² 灘第9801部隊（ボルネオ守備軍司令部）「北『ボルネオ』軍政概要」。

¹²³ 第1復員局「南方作戦ニ伴フ占領地行政ノ概要」。

¹²⁴ 同上。

¹²⁵ 「南方諸地域ニ普及スベキ日本語ノ教育ニ関スル件」1943年9月28日、閣議了解事項（「宗教教育関係書類」1943年7月～44年5月、防衛研究所戦史研究センター蔵）。

¹²⁶ 森第7900部隊「緬甸軍政史」抜粋其三。

み、「民心把握ニハ特ニ着意シ施策」した¹²⁷。

おわりに

日本軍は南方作戦を進める過程で、占領した要地から順次、軍政を開始していくに際して、宣撫・宣伝工作と並行して、土侯／スルタンや旧植民地統治行政機構の現地人官吏、各民族の有力者等の協力を得て、行政機構の再建、警察組織の整備等を通じて治安を回復することによって民心の安定をはかった。南方作戦が一段落し、軍政が正式に施行されてからは、本格的に、民心の安定と、その徹底や不安定化阻止のための施策を講じた。すなわち、南方軍政の方針、要領等に則り、政治・社会・文化の面では、宗教の保護と信仰に基づく風習の尊重、残存統治機構の利用、司法、警察、教育等の諸制度の機能回復等、経済面では、食糧等の生活必需物資の安定的な確保と供給、物価の安定、失業対策、現地人企業活動の保護等の諸施策を実施した。

本論で何度か述べたように、南方における民心の安定は、開戦後、半年ほどが経った 1942 年の春から夏にかけての時期に、一部の地域を除いて、概ね得られたものと見られる。このように比較的早期に民心が安定したのは、日本軍が緒戦における圧倒的な優勢を背景に、宣撫・宣伝工作と並行して、行政機構の再建、警察組織の整備等を通じて秩序の回復に努め、また、軍政が正式に施行された 42 年 2～3 月以降も、政治・経済・社会・文化の各面で、本論で述べたような諸施策を講じ、それらが一定の効果を発揮した結果であると言える。

日本軍は開戦前の時点で、民心安定を特に重要視していたわけではなかった。ところが、実際に南方作戦で要地を占領し、軍政を施行するに際して、まず治安の回復・維持をはからなければならない段階で、民心安定がそれと密接に関係していることが意識されるようになり、さらに、その成否が軍政そのものにとっても重要であることが認識されるようになっていった。その手段は、基本的には、既存のものを尊重して、それらを利用するという半ば当座しのぎの感を否定できないものではあった。しかし、それは民心安定には変化よりも継続の方が効果的であろうとの考えに基づく判断であり、開戦前に立てられた南方軍政の方針にそうものでもあった。もっとも、そうする以外に適当な方法を見出せなかったという現実的な要素も多分にあったと言える。

一方、こうした民心安定策が万能であったとは言えないことも確かであろう。一部の地域において敗残兵やゲリラといった反日勢力の蠢動が、民心安定策によって根絶されることはなく、終戦まで続いた。また、特に 1943 年以降、戦争の長期化や日本側にとっての戦況の悪化から物資不足に拍車がかかり、インフレを招いた。価格統制、増産等の効果は

¹²⁷ 第 1 復員局「南方作戦ニ伴フ占領地行政ノ概要」。

上がり、物価高騰を鎮めることはできなかった。こうしたことは民心の不安定化を招き、民心の離反につながった。それによって、反日勢力の活動は活発化した。

民心安定は軍政を施行するに際して、治安の回復・維持とともに、第一になされなければならないことであり、軍政を成功させるために必要とされる条件でもあった。しかしながら、それは決して万能ではなく、一つの施策の効果は長続きするものでもなかった。したがって、状況に応じて、新たな施策を打ち出す必要が生じた。しかし、それもまた、長期的な効果が期待できるものでないことは同様であった。結局、民心安定は必要条件ではあるが、十分条件ではないということなのであろう。

(防衛研究所戦史研究センター戦史研究室長)